

庄内地域における水道事業の統合に向けた協議がスタートします

「山形県水道広域化推進プラン」の推進方針に基づき、本市、鶴岡市、庄内町では、庄内広域水道事業統合準備協議会を設置し、広域水道企業団（一部事務組合）の設立を目指し、水道事業の統合に向けた協議を進めます。

水道事業を取り巻く現状

①人口減少等による料金収入の減少

②古くなった水道管等の更新費用の増加



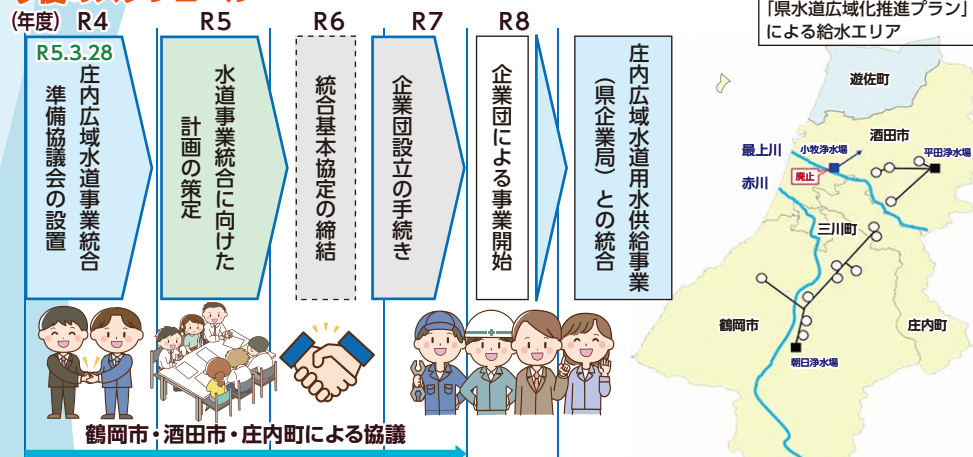
水道事業は、お客さまからいただく水道料金で運営しており、①と②の傾向は水道事業経営の悪化につながる主な要因となります。

広域化することで…

- 組織統合による事務の効率化や、事業体を超えた施設の統廃合による **運営コストの削減**
- 国の交付金を活用した、水道管・施設の **更新の加速**
- 計画的な職員配置と、技術職員の育成、迅速かつ効率的な災害・危機管理対応による **組織力の強化**

水道料金の将来的な値上げ幅の抑制を目指します!

今後のスケジュール



広域化による施設の最適化と経営の効率化を進め、庄内圏域全体の経営基盤の強化を目指します

上下水道料金のお支払い、水道の使用開始・中止、名義変更、受益者負担金、合併処理浄化槽分担金、その他上下水道に関するお問い合わせは…

酒田市上下水道お客さまセンター

TEL.0234-22-1811 / FAX.0234-22-3160

お支払い等の
窓口営業時間
《平日》
8:30~17:15

みんなの水さかた

2023年春 第40号

編集・発行 ● 酒田市上下水道部 酒田市末広町14-14 ☎0234-22-1812



写真は昨年春の様子です。

上下水道部の桜

上下水道部の敷地内では、毎年美しい桜がこぼれんばかりに咲きほこり、春を感じさせてくれます。

令和5年度から、鶴岡市、庄内町と共に歩む水道事業の広域化への新たな一歩にエールを送ってくれることでしょうか。(広域化については、裏面の記事をご覧ください)



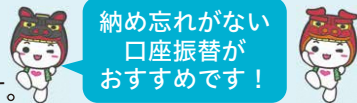
本市では、事業基盤の強化を図るため、鶴岡市、庄内町と共に広域化(連携)に取り組んでいます。

<お支払いQ&A>

春は、転入・転居などにより、水道料金・下水道使用料の支払いについて、お問い合わせが増える時期です。中でも、ご質問の多いものを紹介します。

Q1 水道料金・下水道使用料の支払い方法は？

A1 下の表のとおり、3種類の支払い方法があります。



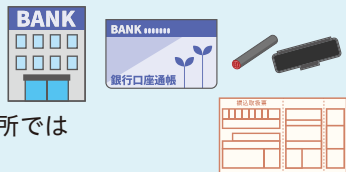
支払い方法	手続き
口座振替	直接金融機関で手続きをお願いします。(詳しくはQ2へ)
納入通知書	市内に本・支店のある金融機関、東北6県の郵便局、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア、上下水道お客さまセンター、市役所及び各総合支所でお支払いできます。詳しくは、納入通知書の裏面をご覧ください。
スマートフォン決済 PayPay LINEPay PayB	アプリを起動し、納入通知書のバーコードを読み取ってください。詳しい操作方法は、各社ホームページをご確認ください。なお、スマートフォン決済の場合、領収書は発行されませんので、ご注意ください。

Q2 口座振替の申し込み手続きはどうすればいいの？

A2 市内に本・支店のある金融機関の窓口で口座振替の申し込みをしてください。

※1

持ち物：通帳と通帳の印鑑、納入通知書か検針票



上下水道お客さまセンターや市役所、各総合支所ではお手続きができませんので、ご注意ください。

※1…庄内銀行・山形銀行・きらやか銀行・鶴岡信用金庫・東北労働金庫・庄内みどり農業協同組合・酒田市袖浦農業協同組合・山形県漁業協同組合・ゆうちょ銀行

Q3 納入通知書を紛失してしまいました。

A3 上下水道お客さまセンターや市役所、各総合支所では、納入通知書がなくてもお支払いができます。納入通知書の再発行を希望する場合は、上下水道お客さまセンターに、電話で依頼してください。後日郵送いたします。



Q4 漏水した場合の料金はどうかの？

A4 漏水した場合も料金が請求されますが、一部が減免される場合がありますので、詳しくは上下水道お客さまセンターにご確認ください。

使用開始・中止の手続きはお早めに!

- 転入・転居により新しく使用を始めるとき
- 畑や作業小屋など、閉栓中の水道を使用するとき

- 引っ越しなどにより水道の使用を中止するとき
- 旅行や施設入所など長期不在で使用しないとき

水道使用開始届

水道使用中止届

お客さまセンターへ電話
☎0234-22-1811

インターネット

パソコンからは
「酒田市 水道 使用開始
(使用中)」で検索

電話や
インターネットでの
手続きが便利です

スマートフォンなどからは

「使用開始」
やまがたe申請へ



「使用中止」
やまがたe申請へ

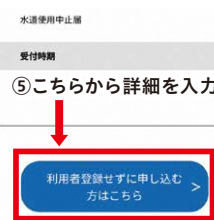
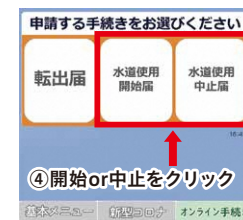
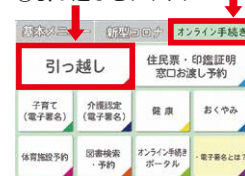


LINEからも手続きできます

①まずは、
市公式LINEへ
友だち登録



②オンライン手続きをクリック
③引っ越しをクリック



「給排水工事事業者研修会」

2月22日に、対面では3年ぶりとなる、市指定給排水工事事業者研修会が開催されました。今回は、179名が参加し、施行基準の改正や申請書類の注意事項など、適正な工事により、水質事故等の防止に努めるため、研修を行いました。

